

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年2月1日～ 2030年1月31日までの5年間

2. 内容

目標1： 2027年1月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 2025年9月～ 所定外労働の現状を把握
- 2026年1月～ 社内検討委員会での検討開始
- 2027年1月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年2回）及び社内報などによる社員への周知（年3回）

目標2：育児休業等の制度についての有期契約労働者向けのパンフレットを作成し、有期契約労働者および管理職に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 2026年1月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 2027年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全職員への周知